公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.143 認定基準書

靴・履物 Version1.11

分類 B.ゴム製・プラスチック製・繊維製靴

制　定　日:2008年12月 1日
最新改定日:2025年 4月 1日
有 効 期 限:2030年11月30日

エコマーク商品類型 No.143 認定基準書
靴・履物 Version1.11
分類 B.ゴム製・プラスチック製・繊維製靴

1. 認定基準制定の目的

“靴”は、外出の際には必ず使用する製品であり、室内においても使用頻度が高い製品であることから、一般消費者にとって最も身近な製品の一つである。使用頻度が高いため、長期的に使用可能な構造であることが望まれるほか、肌に触れる機会が多い製品であることから、人体にできるだけ影響が少ないことが消費者の関心の高い品質項目である。こうした靴に対する消費者の要望は、廃棄物の削減や有害化学物質の低減にも深く関わっている。消費者が求める環境性能をエコマークとして取り上げることで、消費者の商品選択における判断材料として「環境価値」のウェイトが高まっていくことが期待される。そこで、本商品類型では、主に「長期使用設計」「有害化学物質の低減」「環境負荷の低減に資する原材料」の三点の環境負荷低減効果に取り組んでいる“靴”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

また、現在の靴に対する消費志向は、デザイン性の高い商品や履き心地のよいソフトな素材を使用した商品を好む傾向があり、長く使うことがそれほど重要視されていないという現状もある。“靴”に関しては、手入れや修理等を実施することで、長期的な使用が可能になることも多いため、適切なメンテナンスをして長く使うという習慣がより浸透していくことが望まれる。そのため、エコマークでは“靴”の長期使用設計として製品の強度の他に、長期使用を可能にするために必要な修理体制の整備、適切な手入れや保管に関する情報を消費者に対してわかりやすく伝えることも重要であるという考えに基づき基準を策定した。

2.適用範囲

「日本標準商品分類」に基づく「履物」のうち甲がゴム製、プラスチック製または繊維製の靴（長靴、ブーツを含む）。

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含

	まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
合成皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に特殊不織布**以外**のものを用いたもの。
人工皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に特殊不織布を用いたもの。
特殊不織布	ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタンまたはそれに類する可撓（かとう）性を有する高分子物質を含浸させたもの。
靴に関する用語	
甲材	JIS S 5050「革靴」の付表 1「各部の名称」番号 1～6 のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲、バックステーの部分に該当する部位。
裏材	JIS S 5050「革靴」の付表 1「各部の名称」番号 7、8 の先裏、腰裏の部分に該当する部位。
中敷	JIS S 5050「革靴」の付表 1「各部の名称」番号 32 の部分に該当する部位。
中底	JIS S 5050「革靴」の付表 1「各部の名称」番号 15 の部分に該当する部位。
表底	JIS S 5050「革靴」の付表 1「各部の名称」番号 14 の部分に該当する部位。
付属品	ファスナー、中敷、金具、ひもをいう。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリンター、紡績時に発生する短繊維（同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの）、廃植物繊維質から取り出した繊維（バナナ繊維など）など、未利用原料を用いた繊維。
コットンリンター	綿の繊維のうち、開花後 4～12 日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
リサイクル繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維（故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維）がある。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」の両方を指す。
反毛繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得

	たポリマーからなる繊維。
繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ材料の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマス合成繊維	バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一若しくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子化合物。
再生プラスチック	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。 ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ^{14}C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および／または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content：amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
ゴムに関する用語	
再生ゴム	使用済みのタイヤ、チューブなどのポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、低位利用木材をいう。(本商品類型では建設発生木材を除く。)
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チ

	ップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a.天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b.人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材
廃植物繊維 (木材料区分)	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、(一社)日本皮革産業連合会が運営する JEL ラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち 4-1.(1)の証明方法は、JEL ラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.環境に関する共通基準と証明方法

(1)製品に革材料を使用する場合は、牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉(食料)の副産物であること。

【証明方法】
甲材、裏材、中敷(中敷がない製品は中底)、表底に使用する材料を記載した使用材料証明書を提出すること。また、革材料について、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。

(2)甲部または底部の主要材料が、以下の a または b の要件に適合していること。

a.耐屈曲性、耐摩耗性、引張強さ、引裂強さ、あるいは伸びなどの強度に関連するいずれかの項目について優れている。

b.表 1 のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。

表 1　甲部または底部の主要材料区分の総質量における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率（質量%）
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿（過酸化水素、オゾンなど） かつ、蛍光増白剤の使用がない （表2-1も満たすこと）	70%以上
	オーガニックコットン、 オーガニックコットン（転換期）（注1参照）	30%以上
	バイオマス合成繊維	25%以上 かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	バイオマスプラスチック	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

（注 1）オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について、認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件は EC 規則、USDA/NOP（米国農務省 National Organic Program）または IFOAM（国際有機農業運動連盟）認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

（注 2）人工皮革、合成皮革に上記材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

表 2-1　無漂白、酸素系漂白の追加要件

＜無漂白、酸素系漂白共通＞ 糊抜き、精練および漂白の工程において、従来の工程（アルカリ精練、塩素系漂白または過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO_2排出量）を削減する取組を行っていること（工程全体として削減されていれば、いずれかの工程における取組でよい）。
＜無漂白の場合＞ 糊抜き、精練の工程において、表 2-2 の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。
＜酸素系漂白の場合＞ 糊抜き、精練および漂白の工程において、漂白薬剤を除き、原則として表 2-2 の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。ただし、従来の工程（アルカリ精練、過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、CO_2 排出量を 30%以上削減している場合に限り、従来の工程で使用されていた水生環境に有害な化学物質については、使用量を削減し、該当する成分を繊維中および排水中に残さないことでも可とする。

表 2-2　水生環境に有害な化学物質

水生環境に有害な化学物質は、以下に区分されるものとする。 ・「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システム」による以下の区分 【GHS】　H400：水生生物に強い毒性 H410：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 H411：長期的影響により水生生物に毒性 H413：長期継続的影響によって水生生物に有害のおそれ（※） ※H413 に分類された場合、下記①②に合致するものは使用可能

①生物濃縮係数（BCF）≦500、または log K_{ow}（オクタノール／水分配係数）≦4 ②生分解度≧70%
上記区分が明らかでない薬剤については、以下の条件を満たすことが確認できる薬剤、または Global Organic Textile Standard（GOTS）において使用が認められている薬剤を使用可とする。 経口毒性　LD_{50}>2000mg/kg　かつ以下のいずれかに適合 水生生物毒性　LC_{50}、EC_{50}、IC_{50}>1mg/L 以上　または 生分解度 70%以下の場合　水生生物毒性 LC_{50}、EC_{50}、IC_{50}>100mg/L　または 生分解度 70%以上の場合　水生生物毒性 LC_{50}、EC_{50}、IC_{50}>10mg/L　または 生分解度 95%以上の場合　水生生物毒性 LC_{50}、EC_{50}、IC_{50}>1mg/L LC_{50}：Lethal concentration（50% mortality）50%致死濃度 EC_{50}：Effect concentration（50%）50%影響濃度 IC_{50}：Inhibition concentration（50% inhibition）50%阻害濃度 なお、各用語、試験要件等は GOTS の規定による。
使用可能な薬剤例： 酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、陰・陽・非イオン活性剤（天然脂肪酸のパルミチン酸 Na、オレイン酸 Na、ステアリン酸 Na、ダウリン酸 Na など、または上記条件を満たす界面活性剤）

【証明方法】

a.については、甲部または底部の主要材料が、従来の材料（業界または自社で、申込製品と同様の製品に使用される標準的な材料）あるいは JIS 規格（例. JIS K 6601「靴甲用人工皮革」、JIS S 5005「長靴」など）や業界規格などと比較して、耐屈曲性、耐摩耗性、引張強さ、引裂強さ、あるいは伸びなどの強度性能に 50%以上（JIS などの公的規格において性能等級が定められている場合は、等級として1級以上）の向上が見られることを示す試験結果を提出すること。試験方法は JIS などの公的規格（例. JIS L1096「一般織物試験方法」、JIS K 6545「革の耐屈曲性試験方法」など）によること。公的規格によらない場合、公的な第三者試験機関において試験を実施すること。

b.については、甲部または底部の主要材料における表 1 の材料の質量割合を記載した証明書、および原料証明書を提出すること。

未利用繊維またはリサイクル繊維を使用する場合は、未利用・再生材料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した、繊維材料供給事業者の発行する原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近 1 年間程度の再生材料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ材料の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。

無漂白または酸素系漂白の綿を使用する場合は、糊抜き、精練、漂白の工程におけるエネルギー使用量の削減の取り組みと、使用薬剤の種類および使用量を記載した、工程を担当する事業者の発行する原料証明書を提出すること。使用可能な薬剤例に記載のない薬剤を使用する場合は、表 2-2 の有害性に該当しないことがわかる資料（安全データシート（SDS）など）も併せて提出すること。CO_2 排出量の 30%以上削減に該当する場合には、CO_2 排出量の比較結果と水生環境に有害な化学物質の処理の説明資料についても提出すること。

オーガニックコットンを使用する場合は、オーガニックコットンの質量割合の証明書、第

三者機関の認証書を提出すること。申込製品について認証を受けていない場合は、生地段階以降の繊維材料の認証書、その認証品の出荷状況（商取引証明書など）および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。

材料がプラスチックまたはゴムである場合は、再生材料の原料事業者（再生材料回収事業者など）が発行する原料証明書を提出すること。

材料が木材である場合は、原料事業者（木材伐出事業者など）が発行する、当該原料が再・未利用木材、廃植物繊維のいずれかであることの原料証明書を提出すること。ただし、原料事業者が 10 社を超える場合、原料取引量上位 10 社の証明書を提出すればよい。
原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。
原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。
・森林の種類（天然生林、人工林など）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
・どのような状況（病中獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材である、など）で産出された木材であるか。小径材については施業方法、末口径などを報告すること。
これに加えて、用語の定義で規定する a または b に該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類を併せて提出すること。当該森林認証は、以下の表を満たしているものであること。

表　森林認証について

認証の基準について	・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。
	・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
	・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること
・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

バイオマスプラスチックを使用する場合は、甲部または底部の主要材料におけるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。バイオマス合成繊維を使用する場合は、甲部または底部の主要材料におけるバイオマス合成繊維の質量割合およびバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者が発行するバイオマス合成繊維材料におけるバイオベース合成ポリマー含有率を記載した原料証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック（原料樹脂）につい

ては、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ^{14}C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。
また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。
・バイオベース炭素含有率の測定を定期的に実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書
いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書に代えることができる。

(3)バイオマスプラスチックまたはバイオマス合成繊維を使用する製品は、以下 a および b の要件を満たすこと。

a. 原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。

b. バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO_2 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

【証明方法】
a.バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(別表 1(b))を要請する場合がある。
b.第三者による LCA 評価の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。
中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、

「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、本証明に代えることができる。

(4)製品に使用する接着剤のホルムアルデヒドについて、5μg/(m²・h)以下の放散速度、0.3mg/L 以下の発散量、あるいは 4-1-2(15)表 4 の基準値以下のいずれかであること。ただし、ホルムアルデヒドを発散する原材料を使用していない接着剤については本項目を適用しない。

【証明方法】
製品に使用する全ての接着剤を使用接着剤証明書に記載し、提出すること。また、JIS A 1901 による放散速度の試験結果、JIS A 1460 による発散量の試験結果、厚生省令第 34 号に定める試験結果、あるいは基準値以下であること(F☆☆☆☆等級など)が記載された認定書または SDS などの証明書を提出すること。ホルムアルデヒドを発散する原材料を添加していない接着剤については添加のないことについて、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。

(5)水系の接着剤を使用する場合は、防腐剤に関して安全性が確認されていること。

【証明方法】
水系の接着剤は、防腐剤の添加の有無について、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。防腐剤については、防腐剤の安全性を示す MSDS などの証明書、CAS 登録番号を提出すること。

(6)抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた製品であること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(7)天然ゴムまたは金属(金具、ファスナー、飾り部分等、めっきを含む)を使用する製品は、ラテックスアレルギーや金属アレルギーに関する情報、および使用する金属の種類を製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに明示していること。ただし、人体への接触頻度が少なく、かつ汗などによりアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、アレルギーを持つ人への情報提供として、素材名、アレルギーに関する情報のいずれか、または両方を表示すること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分(写しまたは原稿でも可)を提出すること。人体への接触頻度が少なく、かつアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、その旨を説明した文書を提出すること。

記載例（天然ゴム）;「本製品は天然ゴムを使用しています。体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」
記載例（金属）;「この製品は、飾り部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（素地：真鍮、表面仕上げ：ニッケル－クロムめっき）」

（8）製品本体、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに、以下の a～d について記載していること。なお、甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したものは、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規定に従うこと。

a.製品の各材料（甲材、表底、中敷など）の素材名

b.手入れ方法および保管方法（特に表底にポリウレタンを使用した靴には、「表底にポリウレタンを使用しています。湿気により経年劣化を起こすことがありますので、通風のよい場所に保管してください。」などの記載をすること。）

c. 靴の製造年月（表底にポリウレタンを使用している場合）

d. エコマーク認定とされた主旨について、エコマーク表示付近などに以下の情報を 1 項目以上（エコマークを表示する場合）

・有害物質の低減（例.ホルムアルデヒド、重金属等の有害物質を低減しています。）

・耐久性（例.甲材に当社通常の人工皮革の〇倍の耐摩耗性を有する素材を使用しています。）

・表 1 の材料の使用（例.表底に〇〇を使用しています。）

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。

（9）製品の機能回復のための修理、補修、付属品交換または購入後のアフターサービスについて、ユーザの相談を受け付ける窓口があり、可能な限り対応を行うこと。なお、修理、補修、付属品交換については、経年劣化あるいは構造上の物理的な理由などにより不可能な場合を除き、申込製品の生産中止後、最低1年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて行うこと。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】
上記の内容をユーザに情報提供する取扱説明書、パンフレットなどの該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。修理、補修、付属品交換ができない製品は、その理由を説明した文書を提出すること。

（10）製品及び製品の包装は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチック（本項では、繊維としての樹脂を含む）を使用していないこと。ただし、製品にハロゲンを含むプラスチックの使用がある場合は、使用済み製品のプラスチック部分の 70％以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の 70％以上が、マテリアルリサイクルされること。

【証明方法】

製品及び包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。使用がある場合は、廃棄時に回収とリサイクルが行われること、回収率、マテリアルリサイクル率を証明した文書および回収方法（連絡先、回収・リサイクルをする旨の記載など）を記載した取扱説明書、ラベル、カタログなどのコピー（原稿可）を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

（11）製品は別表 2「環境配慮設計チェックリスト」において、10 ポイント以上の項目に適合すること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、別表 2「環境配慮設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて提出すること。

（12）申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a.違反事実について、行政機関などからの指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）

b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1）～5）の資料（記録文書の写し等）

1）工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2）実施体制（組織図に役割等を記したもの）
3）記録文書の保管について定めたもの
4）再発防止策（今後の予防策）
5）再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック果結果）

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

甲材、裏材、中敷（中敷がない製品は中底）の各材料が、以下の A～C のうち該当する材料に関する基準を満たすこと。ただし、当該部位における表面積が大きいものから順に合計し、当

該部位の表面積の 70%以上を構成する材料について適用する。ボタン、ひも、縫糸および縁取りなどの小付属には適用しない。なお、人工皮革、合成皮革は繊維に関する基準を適用する。

A.繊維材料（人工皮革、合成皮革材料を含む）

（13）繊維材料に使用する染料、顔料において、別表 3 に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表 3 に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。

（14）繊維材料は、製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないように十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表 3 の基準値に適合すること。

表 3 繊維材料加工剤の基準

物質名	基準	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
PFOS PFOSF PFOA PFHxS	使用のないこと		フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示 370 号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

【証明方法】
申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表 3 の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。

（15）繊維材料のホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表 4 の基準値に適合すること。

表 4 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 （24ヶ月以下）	成人 （皮膚接触*1）	成人 （その他）	

ホルムアルデヒド	16μg/g以下	75μg/g以下	300μg/g以下	厚生省令第 34 号

*1･･･直接足に触れる部材

【証明方法】
繊維材料のホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。

B.プラスチック材料

(16)再生プラスチック材料の有害物質については、ISO 8124-3(一致規格:88/378/EEC EN71-3)などの重金属の基準値に適合すること。プラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、色材または食品用器具・容器包装用途以外でポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その色材または添加剤が ISO 8124-3、または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことでもよい。

【証明方法】
再生プラスチック材料について第三者試験機関などにより実施された ISO 8124-3(一致規格:88/378/EEC EN71-3)または環境庁告示第 46 号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。また、プラスチック材料に使用する色材、および可塑剤、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。色材およびポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 または法令もしくは業界自主基準などに定める要件を満たすことの試験結果などを提出すること。

(17)プラスチック材料の製造時に、別表 4 に掲げる特定フロン(CFC5 種)、その他の CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(HCFC)を使用しないこと。

【証明方法】
プラスチック材料の製造事業者が発行する証明書を提出すること。

C.ゴム材料

(18)ゴム材料の有害物質については、ISO 8124-3(一致規格:88/378/EEC EN71-3)などの重金属の基準値に適合すること。

【証明方法】
第三者試験機関により実施された ISO 8124-3(一致規格:88/378/EEC EN71-3)または環境庁告示第 46 号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。ただし、ポストコンシューマ材料を使用しておらず、すべての原材料について、該当する重金属を処方構成成分として添加していない場合、その重金属については、ゴム材料製造事業者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類を提出することでもよい。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(19)製品の品質について、業界または自社の品質基準に適合していること。なお、ハイヒール靴の品質については、ヒールの強度(取付強さ、衝撃強さ等)を必要項目とする。「安全靴」、「静電気帯電防止靴」、「化学防護長靴」、「放射性汚染防護用作業靴」は該当する日本産業規格に適合していること。

【証明方法】
該当する品質規格、品質基準を提示のうえ、それに適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場の工場長あるいは品質管理者の発行する証明書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

(1)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

6. 商品区分、表示など

(1)商品区分(申込単位)はブランド名ごと且つ 4-1-1(2)a、b の選択肢ごととし、別表 5 の 5 桁分類ごとする(日本標準商品分類「中分類 80:履物」に基づく 5 桁分類より)。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。

(表示方法に関する注記)

＊ ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8 桁の数字)または使用契約者名を表記すること。

＊「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「＃エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

＊ 環境省「環境表示ガイドライン（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/）」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

＊ その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
（https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/）

［発行］ 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
https://www.ecomark.jp/nintei/143.html ✉sinsei@ecomark.jp

［制改定履歴］

2008年12月 1日	制定（Version1.0）
2010年 4月20日	改定（Version1.1）分類 A、C の革の用語の定義、革に関する基準
2011年 3月 1日	改定（Version1.2）マーク表示について
2011年11月 1日	改定（Version1.3）革材料の試験方法の引用規格改定に伴う表記変更、染色堅ろう度の証明方法の変更
2012年12月 1日	改定（Version1.4）難燃剤、抗菌剤の規定変更
2014年 2月 1日	有効期限延長
2016年 6月 1日	改定（Version1.5）植物由来プラスチック、植物由来合成繊維に関する基準項目を追加。用語の定義、繊維に関する別表 2 の材料および有害物質の基準、革材料のアゾ系色素に関する基準の改定
2017年 4月 1日	改定（Version1.6）植物由来プラスチックの種類追加、マーク表示の改定
2017年 9月 1日	改定（Version1.7）表 7 における PFOA の基準値改定
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定（マーク表示方法）
2023年 2月 1日	改定（Version1.8）植物由来の用語の変更、バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維の対象樹脂の拡大、プラスチック添加物・ハロゲン・抗菌剤に関する基準の統一化等
2024年 3月15日	有効期限延長
2024年 8月 1日	改定（Version1.9）革材料に関する基準、繊維材料加工剤の基準における有機フッ素化合物の基準の改定
2025年 3月 1日	改定（Version1.10）漂白に基準の改定
2025年 4月 1日	改定（5.（1）追加 Version1. 11）
2030年11月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1.(a) バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、2008 年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地改変が行われていないか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない *	□現地の土地改変に係る法令を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] □その他(具体的に記入) [ ]
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	□はい/ □いいえ/ □遺伝子組み換え農作物は不使用のため本項は適用しない □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない *	□現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] □その他(具体的に記入) [ ]
3	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない *	□現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [ ] ・公表場所 [ ] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [ ] □その他(具体的に記入) [ ]

No	目的	要求 （実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない ＊	□現地の水使用に係る法令（取水制限など）を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名［　　］ ・公表場所　［　　］ □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名　［　　］ □その他（具体的に記入） ［　　］
5	再生資源の利用、食糧との競合回避	バイオマスプラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	□はい/ □いいえ/ □再生資源が入手できないため本項の適用外	使用する再生資源名 ［　　］ 再生資源の発生量・割合 ［　　］
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	□はい/ □いいえ/ □本項の適用外（左記に該当しない）	□現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □その他（具体的に記入） ［　　］
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	□はい/ □いいえ	エネルギー名と活用方法 ［　　］
8	法令順守	バイオマスプラスチック（原料樹脂）製造は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。	樹脂製造工場	□はい/ □いいえ	モノマー製造事業者・工場名 ［　　］ 樹脂製造事業者・工場名 ［　　］

＊EU の再生可能エネルギー指令（RED）による残渣・副産物（Residues）または廃棄物（Waste）

別表 1.(b) 新たなバイオマスプラスチックまたはバイオマス原料を使用した製品の申請に係る情報提供シート

年　月　日

提出先:公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　宛

会 社 名:
部　　署:
記載者名:
E-mail　:

1. エコマーク申請商品に使用されるバイオマスプラスチックに関する情報

項目	記入欄
樹脂の種類(例:PE)	
構造式	
主な用途(成型品・繊維)	
バイオマスプラスチックの上市と生産量	□上市済み(□国内/□海外) □未発売(発売予定時期　　年　月頃)
	生産量(予定・推測を含む)　　トン(　　年)
樹脂を製造する事業者名(および URL) (提案者以外の事業者を含めて、提案樹種のバイオマスプラスチックの製造事業者名を記載して下さい)	
代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)	
原料から樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図 (原料採取からモノマー、樹脂製造までの各工程の説明、発酵工程などの有無等)	別紙可
全面的バイオマス/部分的バイオマス	□全面的バイオマス(バイオベース合成ポリマー含有率 100%) □部分的バイオマス　→　当該樹脂中に配合できる最大のバイオベース合成ポリマー含有率【　%】
マスバランス(MB)方式の有無	□実配合　/　□MB 方式 ※MB 方式の場合には、本取扱方針の対象外です。
生分解性能の有無	□あり　/　□なし
使用後の処理方法 代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)と比較して、廃棄・リサイクル等の課題はあるか。(想定される廃棄方法等)	

2. バイオマス原料の素性

項目	記入欄
バイオマス原料（植物名など）の種類	
栽培地（国、州、市等）、または廃棄物・副産物等の場合には発生過程等	
当該バイオマス原料の生産量または発生量	
当該バイオマス原料の主な用途（主産物または副産物のどちらに該当するか。）	
栽培地の状況（植物の場合、どのような土地で栽培されているのか。（例：泥炭地））	
今後、当該バイオマスプラスチック生産が拡大した場合、原料への影響はあるか。 （他用途への影響、原料となる植物栽培の急拡大による他への影響の可能性など）	
食糧との競合はないか。	
再生資源は利用可能か。 （再生資源の場合、発生源、収集方法、EU RED での扱いなど）	

3. バイオマス原料の持続可能性に関する情報

項目	記入欄
原料に関する持続可能性の認証制度またはイニシアティブ等（例：RSPO、ISCC）の存在の有無および取得状況（ある場合は具体的な名称と基準内容）	
原料の栽培に関して NGO や研究者から持続可能性の観点で指摘されている点があるか。（ある場合には、具体的な内容、URL）	
その他、当該バイオマス原料について懸念となる部分はあるか。	

4. その他

項目	記入欄
同じバイオマス原料を利用して製造されたバイオマスプラスチックの存在有無 （ある場合には、樹脂名を記載）	
その他	

＊その他、製造事業者の会社概要や関連する資料を添付して下さい。本情報提供シートでご提出いただいた情報は、エコマークの申請書類の一つとして、エコマーク事務局および関連委員会限りで取扱います。なお、審査委員会は、提出されたチェックシートの情報にもとづきバイオマスプラスチックの持続可能性を精査しますが、必要に応じて追加調査や、審査委員会内に設置された評価パネルに照会を行うことがあります。また通常の審査よりも審査期間が長くなる場合があります。

別表 2　環境配慮設計チェックリスト

ねらい	No	要求	実現	ポイント	添付資料
環境負荷低減に資する原材料使用	1	本認定基準 4-1-1(2)で選択しなかった部材や製品の一部に表 1 のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。なお、バイオマスプラスチックまたはバイオマス合成繊維の場合は、4-1-1(3)も満たすこと。	はい/いいえ	2 1 部材あたり	4-1-1(2)、(3)の証明方法参照。
接着剤の VOC 低減	2	甲部の縫製に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である。あるいは両面テープなどを使用し、接着剤を使用していない。	はい/いいえ	1	以下に甲部の縫製に使用する接着剤名を記入(　　)
	3	甲部と底部の接着に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である(2 ポイント)。または、甲部と底部の接着に接着剤を使用していない(3 ポイント)。	はい/いいえ	2または3	以下に甲部と底部の接着に使用する接着剤名を記入(　　)
	4	接着剤は全て、トルエン、キシレンの添加のないものを使用している	はい/いいえ	2	接着剤適合証明書(記入表 143-5)
長期使用の促進、手入れの容易化	5	表底にポリエステル系ポリウレタンを使用していない。または、表底にポリウレタンを使用する場合は、エーテル系ポリウレタンあるいは加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している。	はい/いいえ	2	使用材料証明書に記入(記入表 143-2) 加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している場合は、それを証明するデータ等
	6	表底にポリウレタンを使用していない製品で、靴の製造年月を製品本体、製品ラベル、製品下げ札などのいずれかに表示している。	はい/いいえ	2	製造年月を記載した該当部分(写しまたは原稿でも可)
	7	靴の部材ごとの製造年月、産地を消費者等の求めに応じて情報開示できる体制にある。	はい/いいえ	1	情報開示の体制について説明した文書
	8	洗浄が可能な構造あるいは材質の靴で、適切な洗浄方法(乾燥方法、洗浄による中敷の剥離などの注意事項を含む)に関する情報提供を行なっている。	はい/いいえ	3	洗浄方法について情報提供を行っていることが確認できる表示部分
	9	表底またはヒール、ヒールプラグの取替えなど、製品の部位の交換が容易な構造となっている。(付属品の交換は除く)	はい/いいえ	3	部位の交換が容易な構造となっていることを具体的に説明する文書
	10	靴を長持ちさせるための正しい履用方法または手入れを推奨して長期使用を促す表示(例.長くお使いいただくために手入れをしましょう等)をしている。	はい/いいえ	1	記載内容が確認できる表示部分
省資源	11	ストーンやチェーン、ビーズ、金属箔等の機能と関係のない装飾用部品を使用していない。	はい/いいえ	1	製品カラー写真(エコマーク商品認定・使用申込書に添付するもの)
	12	申込製品の底部の部品の一部に他の製品と同素材、同形状で共通化されている部品がある。(付属品は除く) 共通化されている他の製品が 1 品番の場合は 2 ポイント、2 品番以上の場合は 3 ポイントとする。	はい/いいえ	2または3	申込製品の部品の一部が他の製品と共通化されていることを具体的に説明する文書
	13	1 足箱に使用する紙材料は、古紙パルプ配合率 70%以上である。	はい/いいえ	1	なし
	14	1 足箱に使用する紙材料は、ラミネートコーティングなど廃棄後の古紙リサイクルに不向きな加工を行なっていない。	はい/いいえ	1	なし
	15	出荷時の包装材として、靴の型崩れ防止を目的とする補強芯、紙芯、包装紙を使用していない。	はい/いいえ	1	なし

別表 3 使用が禁止される染料・顔料リスト（繊維）

①分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素
（JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3（ISO 24362-1、ISO 24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2）により下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの）

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4’-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3’-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3’-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4’-Diamino-3,3’-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4’-Diamino-3,3’-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4’-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4’-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106	
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124	

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
51811-42-8	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102	
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
12223-33-5	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
12236-29-2	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
54824-37-2	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
23355-64-8	C.I. DISPERSE BROWN1	

参考：国際がん研究機関（IARC）
米国国家毒性プログラム（NTP）
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会（ETAD）
Oeko-Tex Standard 100

別表 4

特定フロン （CFC5種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （HCFC）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表 5 対象製品分類(日本標準商品分類より)

中分類	商品項目名					エコマーク商品類型 No.143「靴・履物」における A～C 分類
80.履物	801 革靴(スポーツ専用靴を除く。)	8011 一般用革靴	80111 男子用革靴	801111 総革靴		A
				801112 甲が革で底が他の材料の靴		
				801119 その他の男子用革靴		
			80112 女子用革靴	801121 総革靴		
				801122 甲が革で底が他の材料の靴		
				801129 その他の女子用革靴		
			80113 子供用・幼児用革靴	801131 子供用革靴	8011311 総革靴	
					8011312 甲が革で底が他の材料の靴	
					8011319 その他の子供用革靴	
				801132 幼児用革靴 (サイズは 10.5～14)	8011321 総革靴	
					8011322 甲が革で底が他の材料の靴	
					8011329 その他の幼児用革靴	
			80119 その他の一般用革靴			
		8012 作業用革靴	80121 総革靴			
			80122 甲が革で底が他の材料の靴			
			80129 その他の作業用革靴			
		8019 その他の革靴(スポーツ専用靴を除く。)				
	802 ゴム製履物(サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ,スポーツ専用革靴を除く。)	8021 地下たび				C
		8022 ゴム底布靴	80221 一般用ゴム底布靴			B
			80229 その他のゴム底布靴			
		8023 総ゴム靴	80231 長靴及び雨靴			
			80232 短靴及び浅靴			
			80239 その他の総ゴム靴			
		8024 総ゴムスリッパ・サンダル	80241 総ゴムスリッパ			C
			80242 総ゴムサンダル			
		8029 その他のゴム製履物(サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ。スポーツ専用革靴を除く。)				B

中分類	商品項目名					エコマーク商品類型No.143「靴・履物」におけるA～C 分類
	803 プラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）	8031 プラスチック製履物（張り付け式）	80311 一般用プラスチック靴（サイズは革靴と同じ。）	803111 男子用靴	8031111 総プラスチック靴	
					8031112 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
					8031119 その他の男子用靴	
				803112 女子用靴	8031121 総プラスチック靴	
					8031122 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
					8031129 その他の女子用靴	
				803113 子供用・幼児用靴	8031131 総プラスチック靴	
					8031132 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
					8031139 その他の子供用・幼児用靴	
			80312 プラスチックサンダル			C
			80319 その他のプラスチック製履物（張り付け式）			B
		8032 プラスチック製履物（射出成型式）	80321 底がプラスチックで甲が布製の靴（サイズは革靴と同じ。）	803211 一般用の靴		
				803219 その他の底がプラスチックで甲が布製の靴		
			80322 底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴（サイズは革靴と同じ。）	803221 一般用の靴		
				803229 その他の底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴		
			80323 総プラスチック製靴	803231 長靴及び雨靴		
				803232 短靴及び浅靴		
				803233 その他の総プラスチック製靴		B
			80329 その他のプラスチック製履物（射出成型式）			
		8039 その他のプラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）				
	804 スポーツ専用靴	8041 スパイク靴及びこれに準ずる靴	80411 陸上競技靴			A または B
			80412 ゴルフ靴			
			80413 野球靴			
			80414 ラグビー靴			
			80415 サッカー靴			
			80416 アメリカンフットボール靴			

中分類	商品項目名					エコマーク商品類型No.143「靴・履物」におけるA～C 分類
			80419 その他のスパイク靴及びこれに準ずる靴			
		8042 スポーツ専用平底靴	80421 バレーボール靴			
			80422 バスケット靴			
			80423 テニス靴			
			80424 ボウリング靴			
			80425 ダンス靴			
			80426 ヨット靴			
			80427 ゲートボール靴			
			80428 体操靴			
			80429 その他のスポーツ専用平底靴			
		8043 スポーツ用特殊靴	80431 アイススケート靴			
			80432 ローラースケート靴			
			80433 スキー靴			
			80434 登山靴			
			80435 乗馬靴			
			80439 その他のスポーツ用特殊靴			
		8049 その他のスポーツ専用靴				
	805 和風履物	8051 下駄	80511 男子用下駄			C
			80512 女子用下駄			
			80513 子供用下駄			
			80519 その他の下駄			C
		8052 草履	80521 男子用草履			
			80522 女子用草履			
			80523 子供用草履			
			80529 その他の草履			
		8059 その他の和風履物				
	806 家庭用スリッパ(ゴム製スリッパを除く)					
	809 その他の履物					